

新型コロナウイルス感染症に対する鳥取県学生寮の対応方針

令和2年4月2日制定
令和2年10月8日一部改正
(公財)鳥取県育英会

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、本学生寮の安全確保と感染防止のため、次のとおり対応方針を定めました。新型コロナウイルスに関する状況は日々変化しており、それに応じて対応方針も随時変更してまいりますので、寮生の皆さまにおかれましては、寮長の指示に従い、安全確保と感染防止に努めてください。

□寮内での感染防止策

- ・感染防止に関する基本的事項（東京都の要請にも準拠）について、研修会を開くなど寮生に徹底すること。
- ・感染防止は特に次の点について徹底すること。
 - ⇒アルコール消毒液を各所に置くとともに、外出先からの帰宅時や食事前などに、こまめに手洗いする。むやみに手で口、鼻、目を触らない。
 - ⇒外出時はマスクを着用し、人混みや繁華街など人が密集する場所への外出はできるだけ控える。
 - ⇒近距離での会話や発声を極力避ける。
 - ⇒免疫力を弱めないよう規則正しい生活を心がけるとともに、既往症のある寮生には寮長が個別に声かけする。
- ・その他、個別箇所における感染防止策については、各寮長の指示に従うこと。

□在寮生の帰寮

- ・帰寮日に風邪の症状や発熱がある場合は、帰寮せず、寮長に連絡のうえ、体調が回復するまで自宅で静養すること。
- ・東京都の感染拡大の状況や大学等の休校等の状況（以下「感染拡大の状況等」という。）を踏まえて、寮長と相談の上、帰寮の是非を判断すること。

□新入生の入寮

- ・感染拡大の状況等を踏まえ、入寮を先送りしても差し支えないこと。
- ・既に入寮している場合であっても、感染拡大の状況等を踏まえ、帰郷しても差し支えないこと。
- ・帰寮するにあたり、移動中や帰郷先での感染防止対策の徹底及び帰郷先に高齢者等の感染リスクの高い方がいる場合には特に感染防止に留意すること

□在寮生の在寮

- ・感染拡大の状況等を踏まえ、帰郷しても差し支えないこと。

□感染が疑われる場合

- ・発熱等で感染が心配な場合には寮長に連絡するとともに、新型コロナ受診相談窓口（区保健所の相談窓口）に事前に電話相談し、その指示に従うこと。
- ・相談の結果、受診勧奨を受けた場合、指示のあった医療機関（帰国者・接触者外来）で受診するとともに、PCR検査の結果が判明するまでは居室で休養し、他の寮生との接触を避けること。

- ・相談の結果、受診勧奨を受けなかった場合、症状に応じて医療機関（かかりつけ医）を受診すること。その際には、事前に医療機関（かかりつけ医）に連絡すること。
- ・当該寮生は、症状が改善するまでは居室で休養し、症状が改善しない場合は、再度、新型コロナ受診相談窓口（区保健所の相談窓口）に相談すること。
- ・帰国者・接触者外来、かかりつけ医への移動の際は、可能な限り人との接触を避けるとともに、マスクを着用し感染予防に留意する。
- ・寮内で感染が拡大しないよう施設内の消毒や手洗いなど感染防止策を徹底すること。
- ・外国からの帰国者は、帰国者相談センターに相談して、その指示に従い対応すること。

□寮生が感染した場合

- ・PCR検査の結果、感染が確認された場合は、症状の重症度や検査所見に等に応じて、入院または宿泊療養施設で滞在することになるが、寮としても必要なサポートを行うこと。
- ・寮は、保健所の指示に従って寮内の消毒や手洗いなど感染拡大防止措置を徹底して行うとともに、可能な限り寮生の行動（感染判明前及び判明後）や接触者等について情報収集するなど、保健所からの依頼に協力すること。
- ・東京都内の感染者の発生状況等により、軽症・無症状患者の自宅待機の指示が出た場合、寮内で療養するにあたっては、居室での隔離など必要な期間において行動制限を行うこと。その際には寮長の指示に従うこと。
- ・寮居室内では、次の点に留意しつつ安静にして療養すること。
 - ⇒定期的に体温を測定・記録を行うこと。
 - ⇒外出は不可とすること。
 - ⇒室外との連絡は携帯電話を使用すること。
 - ⇒トイレや洗面は指定した場所のみ使用すること。
 - ⇒入浴は原則不可とするが、体の清潔を保つことができるよう濡れたタオルで体を拭く等の配慮をすること。
- ・隔離中における食事や飲物など必要なものは部屋まで届けること
- ・場合によっては保護者に看護を依頼すること等もあり得ること。

□委託業者等外部関係者の感染予防対策

- ・寮内で業務を行う業者や寮に出入りする外部関係者についても、寮内での新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底及び体調不良者の寮内への立ち入り自粛等を要請すること。

□その他

- ・寮生の感染状況、国や東京都の方針や状況等を確認し、必要な情報について当育英会の通知あるいはホームページで随時情報提供すること。
- ・感染の状況が刻々と変化していることから必要に応じて対応を見直すこと。
- ・個別箇所での感染予防対策として、鳥取県が定めた「学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」なども参考にしながら、各寮の実態に応じて対応すること。

公益財団法人鳥取県育英会

電話 0857-26-8375

ファクシミリ 0857-26-8176

E-mail toriikuei@joy.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.tottori-ryo.or.jp>

明倫館 電話 03-3415-8836

清和寮 電話 03-5982-1658